

改正案	現行
<p>（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設）</p> <p>第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設として政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ワ <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>カ・ク・タ （略）</p>	<p>（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設）</p> <p>第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設として政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ワ <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>カ・ク・タ （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（その他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第九條 中部圏開発整備法（次条において「法」という。）第九條第二項第三号りに規定するその他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる施設のうち広域的に整備する必要があるもの又は広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>四〇八 （略）</p>	<p>（その他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第九條 中部圏開発整備法（次条において「法」という。）第九條第二項第三号りに規定するその他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる施設のうち広域的に整備する必要があるもの又は広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>四〇八 （略）</p>

（第十条第十二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地等に係る譲渡所得の課税の特例についての公共用又は公用の範囲等）</p> <p>第二条 法第五条第一項第一号に規定する公共用又は公用として政令で定めるものに供するために譲渡されたものである場合は、次に掲げる者に同項に規定する譲渡をされた場合（第二号又は第三号に掲げる者については、これらの者が同項の土地等をその主たる目的とする事業の用に供する場合に限る。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は日本赤十字社</p> <p>2 (略)</p>	<p>（土地等に係る譲渡所得の課税の特例についての公共用又は公用の範囲等）</p> <p>第二条 法第五条第一項第一号に規定する公共用又は公用として政令で定めるものに供するために譲渡されたものである場合は、次に掲げる者に同項に規定する譲渡をされた場合（第二号又は第三号に掲げる者については、これらの者が同項の土地等をその主たる目的とする事業の用に供する場合に限る。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は日本赤十字社</p> <p>2 (略)</p>

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）

（傍線の部分は改正部分）

（第十条第十三号関係）

改 正 案	現 行
<p>（国の費用の負担）</p> <p>第九条 法第二十五条の規定による国の負担は、各年度において、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所（<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村が障害児福祉手当の支給のために支出した費用の額から、法第二十二條第二項の規定による返還金、法第二十四條第一項の規定による徴収金その他の費用のための収入の額を控除した額について行う。</p>	<p>（国の費用の負担）</p> <p>第九条 法第二十五条の規定による国の負担は、各年度において、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所（<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村が障害児福祉手当の支給のために支出した費用の額から、法第二十二條第二項の規定による返還金、法第二十四條第一項の規定による徴収金その他の費用のための収入の額を控除した額について行う。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（法第四十二条第三項第二号の政令で定める者）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 公立の学校の設置者は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して助言を求めることができる。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（法第四十二条第三項第二号の政令で定める者）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 公立の学校の設置者は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して助言を求めることができる。</p>

○ 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）

（第十条第十五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）<u>第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、</u>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u>（昭和三十九年法律第三百三十四号）及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定とする。</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）<u>第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、</u>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u>（昭和三十九年法律第三百三十四号）及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定とする。</p>

改正案	現行
<p>（障害者の範囲）</p> <p>第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長（<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の四第二項各号に掲げる業務を行つている場合には、当該福祉に関する事務所の長。第七条の十五の八第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者</p> <p>（寄附金控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲）</p> <p>第七条の十五の六 法第三十四条第一項第五号の四口に規定する政令で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>一 <u>社会福祉法</u>第百十一条第二項に規定する共同募金会（以下本号及び</p>	<p>（障害者の範囲）</p> <p>第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長（<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の四第二項各号に掲げる業務を行つている場合には、当該福祉に関する事務所の長。第七条の十五の八第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者</p> <p>（寄附金控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲）</p> <p>第七条の十五の六 法第三十四条第一項第五号の四口に規定する政令で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>一 <u>社会福祉事業法</u>第七十二条第二項に規定する共同募金会（以下本号</p>

次号において「共同募金会」という。）に対して同法第百十條の規定により厚生大臣が定める期間内に支出された寄附金で、当該共同募金会がその募集に当たり自治大臣の承認を受けたもの

二 社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業に要する経費に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金（前号に該当するものを除く。）で自治大臣が定めるもの

三（略）

（法第七十三條の四第一項第四号の五の政令で定める者等）

第三十六條の十一（略）

2 法第七十三條の四第一項第四号の五に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人が経営する知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一條の五に規定する知的障害者デイサービスセンター（同法第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一條の七に規定する知的障害者授産施設及び同法第二十一條の八に規定する知的障害者通動寮の用に供する不動産

二 社会福祉法人及び前項に規定する者が経営する知的障害者福祉法第二十一條の九に規定する知的障害者福祉ホームの用に供する不動産

（法第七十三條の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六條の十三（略）

及び次号において「共同募金会」という。）に対して同法第七十一條の規定により厚生大臣が定める期間内に支出された寄附金で、当該共同募金会がその募集に当たり自治大臣の承認を受けたもの

二 社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業に要する経費に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金（前号に該当するものを除く。）で自治大臣が定めるもの

三（略）

（法第七十三條の四第一項第四号の五の政令で定める者等）

第三十六條の十一（略）

2 法第七十三條の四第一項第四号の五に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人が経営する知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一條の五に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一條の六に規定する知的障害者授産施設及び同法第二十一條の七に規定する知的障害者通動寮の用に供する不動産

二 社会福祉法人及び前項に規定する者が経営する知的障害者福祉法第二十一條の八に規定する知的障害者福祉ホームの用に供する不動産

（法第七十三條の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六條の十三（略）

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二條第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号に掲げる事業、同項第七号に掲げる授産施設を經營する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同條第三項第一号に掲げる事業、同項第三号に掲げる母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、母子福祉施設を經營する事業及び父子家庭居宅介護等事業、同項第八号に掲げる事業、同項第十一号に掲げる事業並びに同項第十三号に掲げる事業の用に供する不動産

二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第四号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、自治省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二條第三項第九号に掲げる事業の用に供する不動産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二條第三項第十号に掲げる事業の用に供する不動産

四 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二條第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産

五 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二條第三項第二号に掲げる児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二條第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第五号に掲げる事業、同項第六号に掲げる授産施設を經營する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同條第三項第一号に掲げる事業、同項第二号の二に掲げる母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、母子福祉施設を經營する事業及び父子家庭居宅介護等事業、同項第四号に掲げる事業、同項第六号に掲げる事業並びに同項第七号に掲げる事業の用に供する不動産

二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第四号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、自治省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二條第三項第五号に掲げる事業の用に供する不動産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二條第三項第五号の二に掲げる事業の用に供する不動産

四 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二條第三項第二号の三に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産

五 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二條第三項第二号に掲げる児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成

課後児童健全育成事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第五号に掲げる身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、手話通訳事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業、同項第六号に掲げる知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者相談支援事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業、同項第七号に掲げる精神障害者地域生活援助事業並びに同項第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

(法第三百四十八条第二項第十号の五の政令で定める者等)

第四十九条の十五 (略)

2 法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

- 一 社会福祉法人が経営する知的障害者福祉法第二十一条の五に規定する知的障害者デイサービスセンター、同法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設及び同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮の用に供する固定資産

二 社会福祉法人及び前項に規定する者が経営する知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホームの用に供する固定資産

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業、同項第三号の二に掲げる知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第三号の三に掲げる精神障害者地域生活援助事業の用に供する不動産

(法第三百四十八条第二項第十号の五の政令で定める者等)

第四十九条の十五 (略)

2 法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

- 一 社会福祉法人が経営する知的障害者福祉法第二十一条の五に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の六に規定する知的障害者授産施設及び同法第二十一条の七に規定する知的障害者通勤寮の用に供する固定資産

二 社会福祉法人及び前項に規定する者が経営する知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者福祉ホームの用に供する固定資産

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

第四十九条の十七 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 前三号に掲げる者以外の者で児童福祉法第二十一条の十第一項から第三項まで若しくは第二十七条第九項、身体障害者福祉法第十八条第一項又は知的障害者福祉法第十五条の三第一項から第三項まで若しくは第十六条第三項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けたもの

五 (略)

2 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二十条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号に掲げる事業、同項第七号に掲げる授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第三号に掲げる母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業、同項第八号に掲げる事業、同項第十一号に掲げる事業並びに同項第十三号に掲げる事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第五号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、自治省令で定めるものに限る。)が実施する社会福祉法第二十条第三項第九号に掲げる事業の用に供する固定資産で自治省令で定めるもの

第四十九条の十七 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 前三号に掲げる者以外の者で児童福祉法第二十一条の十第一項から第三項まで若しくは第二十七条第九項、身体障害者福祉法第十八条第一項又は知的障害者福祉法第十五条の三第一項若しくは第二項若しくは第十六条第三項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けたもの

五 (略)

2 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉事業法第二十条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第五号に掲げる事業、同項第六号に掲げる授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第二号の二に掲げる母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業、同項第四号に掲げる事業、同項第六号に掲げる事業並びに同項第七号に掲げる事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第五号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、自治省令で定めるものに限る。)が実施する社会福祉事業法第二十条第三項第五号に掲げる事業の用に供する固定資産で自治省令で定めるもの

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業の用に供する固定資産で自治省令で定めるもの

四 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産

五 社会福祉法人及び前項第一号から第四号までに掲げる者（同項第二号及び第三号に掲げる者にあつては、児童福祉法第二十一条の十第一項から第三項まで若しくは第二十七条第九項、身体障害者福祉法第十八条第一項又は知的障害者福祉法第十五条の三第一項から第三項まで若しくは第十六条第三項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業及び児童自立生活援助事業、同項第五号に掲げる身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業の用に供する固定資産

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第五号に掲げる者にあつては、自治省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第五号に掲

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第五号の二に掲げる事業の用に供する固定資産で自治省令で定めるもの

四 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号の三に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産

五 社会福祉法人及び前項第一号から第四号までに掲げる者（同項第二号及び第三号に掲げる者にあつては、児童福祉法第二十一条の十第一項から第三項まで若しくは第二十七条第九項、身体障害者福祉法第十八条第一項又は知的障害者福祉法第十五条の三第一項若しくは第二項若しくは第十六条第三項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業及び児童自立生活援助事業、同項第三号に掲げる身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業並びに同項第三号の二に掲げる知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業の用に供する固定資産

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第五号に掲げる者にあつては、自治省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる身体障害者の

ける身体障害者相談支援事業及び身体障害者の更生相談に於する事業  
、同項第六号に掲げる知的障害者相談支援事業及び知的障害者の更生  
相談に於する事業並びに同項第七号に掲げる精神障害者地域生活援助  
事業の用に供する固定資産で自治省令で定めるもの並びに同項第五号  
に掲げる手話通訳事業及び同項第十二号に掲げる事業の用に供する固  
定資産

(法第七百一条の三十四第三項第十号の五の知的障害者援護施設)

第五十六条の二十六の六 法第七百一条の三十四第三項第十号の五に規定  
する政令で定める知的障害者援護施設は、知的障害者福祉法第二十一条  
の五に規定する知的障害者デイサービスセンター、同法第二十一条の六  
に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障  
害者授産施設、同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮及び同  
法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホームとする。

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する  
施設)

第五十六条の二十六の八 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定  
する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条  
第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号  
に掲げる事業、同項第七号に掲げる授産施設を経営する事業及び生計困  
難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同条第三項第一号  
に掲げる事業、同項第二号に掲げる児童居宅介護等事業、児童デイサー

更生相談に於する事業、同項第三号の二に掲げる知的障害者の更生相  
談に於する事業並びに同項第三号の三に掲げる精神障害者地域生活援  
助事業の用に供する固定資産で自治省令で定めるもの

(法第七百一条の三十四第三項第十号の五の知的障害者援護施設)

第五十六条の二十六の六 法第七百一条の三十四第三項第十号の五に規定  
する政令で定める知的障害者援護施設は、知的障害者福祉法第二十一条  
の五に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の六に規定する知  
的障害者授産施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者通勤寮及  
び同法第二十一条の八に規定する知的障害者福祉ホームとする。

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する  
施設)

第五十六条の二十六の八 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定  
する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二  
条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第  
五号に掲げる事業、同項第六号に掲げる授産施設を経営する事業及び生  
計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同条第三項第  
一号に掲げる事業、同項第二号に掲げる児童居宅介護等事業、児童デイ

ビス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業、同項第五号に掲げる身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、手話通訳事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業、同項第六号に掲げる知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者相談支援事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業、同項第七号に掲げる精神障害者地域生活援助事業、同項第八号に掲げる事業、同項第九号に掲げる事業、同項第十号に掲げる事業、同項第十一号に掲げる事業、同項第十二号に掲げる事業並びに同項第十三号に掲げる事業の用に供する施設とする。

サービス事業、児童短期入所事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の二に掲げる母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業、同項第二号の三に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業、同項第三号に掲げる身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業、同項第三号の二に掲げる知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業、同項第三号の三に掲げる精神障害者地域生活援助事業、同項第四号に掲げる事業、同項第五号に掲げる事業、同項第五号の二に掲げる事業、同項第六号に掲げる事業並びに同項第七号に掲げる事業の用に供する施設とする。